

日本の銃砲規制の背景と影響

日本銃砲史学会 会員 須川 薫雄
陸上自衛隊武器学校小火器館顧問

はじめに

日本の銃砲規制はとても厳しく、犯罪となるとその罪も重い。またアメリカでも「銃砲規制」は大きな国家的課題であり、双方の歴史的背景をみても興味深いものがある。日本の銃砲規制の原点は中世から近世にかけての「刀狩り」であり、その歴史的背景もさらに研究に値するテーマである。現在、一個人が銃砲を所持するためには大変な労力と忍耐が必要である。また、射撃をスポーツの観点でみると、体力差をあまり影響しないので、以前は射撃競技に男女別はなかった。集中力が重要視されるスポーツとしては日本人向けであることに違いない。しかし、現在の日本の銃砲規制は「根こそぎ」的な特質があり、ジュニアからの参加が他のスポーツのようではなく非常に困難な状況だ。どんなスポーツでも国際競技にまで進むには先のオリンピックの例でも分かるようにジュニアから練習を開始しなければ遅い。また銃砲所持の申請、許可手続き過程において若干憲法に保障された人権無視傾向が存在することも否めない事実である。以上のような視点から、日本の銃砲規制が現在ある背景と歴史を振り返つ



てみる。銃砲所持許可証（現代のもの）公安委員会発行

1、「刀狩り」の背景と経過

恐らく世界初の銃砲管理施策であっただろう。応仁の乱から続いた戦国時代は日本の社会を、制度を変えた。さらに新技術「鉄砲」が導入されると戦闘方式は劇的に変化した。領主に所属しない、傭兵、僧兵、民衆も武装していた。また戦国大名はそのような武装民衆、主に農民を徴用し、自分の軍勢に加えた。

北条氏の文書には「民兵として出陣するのは百姓元より、町人、商人、職人までも弓、槍、刀、鉄砲、小旗などを自弁で用意し参加して欲しい」とある。火縄銃で「野筒」と言われる、粗末な銃は普段は獵で使われ、いざと言う時は軍用になった。従って戦国時代の民衆は農民を始め、自衛と領主の戦闘、もしくは雇われるために、武装をしていたのである。恐らく部落ごとに長がおり、同時に分隊単位の兵力が編成できるようになっていたのであろう。石山本願寺に雇われた紀州鉄砲衆だけで15000人いたとある。中世の日本民衆は「闘う体質」を広くもっていた。しかし16世紀末になり、全国統一が進むと、支配者側には民衆の反乱を防ぐため非武装化を進めた。秀吉の「刀狩り令」は、天正十六年（1588）発令された。この「刀狩り」は巧妙な政策であり、当時世界でこのような民衆の武装解除などを考えた歴史上の事実は聴いてない。

この令は秀吉の支配圏のほとんどの領主や大名に出され、以下の文から始まっている。「諸国の百姓ら、刀、脇差、弓、槍、鉄砲その他武具の類、所持候のこと、各ご停止に候」とあった。秀吉は知っていた、身分制度の確立されてないこの時代でも全国の百姓は武装しており、その武器の類は並々ならぬ量であった。その理由は没収した武具の材料で大仏殿を作る、また百姓は農具を持ち農耕に専念すればさらに報われとした。ルイス・フロリスは書いていた。「この刀狩りに先立つこと畿内での鉄砲所持と発砲を禁止した」と。従って、戦国時代「中世」は一般人の武器兵器所持、使用の禁止という形で終了した。「近世」開始は一般民衆においては経済活動に専念し、世を興すことにある、と言う考え方であった。これを「兵農分離」と言う。徳川幕府がこれを継承し進めた。しかし当然支配層の思惑があったことは明白であった。また刀狩りは、各地方で独自にも行われ、何回も実施されたが、勿論、完全な非武装化は至難であった。

2、江戸期の銃砲管理

江戸期が開始すると「兵農分離」、身分制度の確立、武家においても「諸法度」を慶長二十年（1616）制定、何回か追加され、武士のあり方、城、武具、衣装などを定め制定しその行動や武装を具体的に規定した。（刀の長さ、脇差の長さ差し方なども）武士階級においては各藩の管理であり、各藩はその実態を幕府へ報告した。城替えなどでは城自体と武具をも含んだ。例えば正徳二年（1712）土屋氏が田中城へ城開けに行った際の「御武具覚書」には鉄砲の種類と数量、その他武具の数が正確に記されていた。

以下のような高札を立て禁猟区なども設定した。奉行



松 織部（関東地方東北部より出たもの）裏



高札は幅 54 cm、高

さ 35 cmで、以下のように記されている。

「在来にて鉄砲打ちこれありそうらえば申し出べし、お留場のうちにて鳥取りもうすもの捕らえしそうろう者見出し草々に申し出べし、ごほうび下さるものなり 享保六年丑年 奉行」(1722)

「入り鉄砲に出女」参勤交代など武家の移動に関しても鉄砲にも手形が発行されていた。手形には銃の特徴や数量が記され、関所で厳重にその内容を検査したが、この規制も幕末、文久年間ころには無くなった。

特に鉄砲は厳しく制限したが、百姓が所持し使用することを一定の規則を持って許可した。代官名で発行された鑑札、高札などが残されているので、当時の公安は代官が行っていたのであろう。この研究は銃砲史学会員中西 崇氏が箱根山中の住民の鉄砲所持の状況をテーマにしたものがある。



江戸期の猟師、鉄砲で上空の鳥を撃つ様子

「鉄砲改め」は綱吉の時代、貞享四年（1687）に村方にある鉄砲の数を調べさせたが、塚本 学博士の研究では、例えば仙台藩 3984、松本 1040、紀州 8013、長州 4158 などとなっている。この村方の合法的鉄砲所持は新田開発、つまり経済活動との関係が強かったと思われる。田畠を開発する、山に入るから有害鳥獣の駆除に鉄砲を装備させた、と考えられ、これらは鑑札を発行し管理されていた。日本の銃砲は一貫して法令をもって管理され、規制されていた。

相対的に江戸期、17－18世紀の武家（武具として）、村方（猟具として）の鉄砲、火縄銃の管理は世界にも例がみないほど厳格に行われていたと言っても過言ではない。19世紀、初頭からの列強艦船の接近、及びペリーの開国要請などが行われるようになってからは鉄砲の製造、装備に関して幕府はお構いなしの触れを出すので、各藩は軍備増強に励んだ。

高島 秋帆の天保十二年（1841）徳丸が原の調練に使用した、燧石式銃（ゲベル銃）100挺の輸入は幕府への申請、許可が必要であったが、他の装具や資料も含め、約10年間を要したそうだ。

なお、「脅し筒」を言う名の鑑札があるが、脅しのために弾丸の出ない銃はみたことがない、自衛用のものをそう称したのか、またはそのような名目にしたのかは明らかでない。以下、鑑札の例。



上表 (所持者) 下裏 (発行人)

右より安政二年那賀郡油河内村吉兵に、銃の長さ三尺四寸八ト、三匁五分
12x7.5 cm

中、安政六年、川上金兵衛より武州 源篤、三匁 13x9 cm

左、慶應二年、大阪堂島小田宋役場発行 摂州住吉郡小新田領主、地主市兵衛
に発行された脅し筒 三匁 12x9 cm

大きさは手のひらサイズであり、銃とともに携行していたのであろう。



3、明治以降戦前の銃砲管理

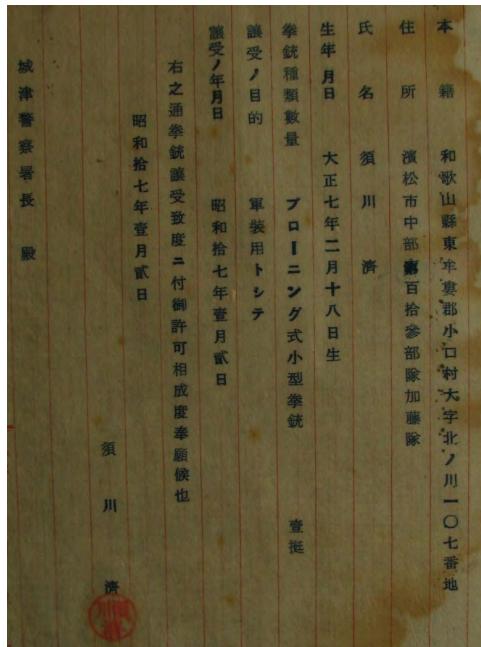
自衛用拳銃

幕末、明治初頭にかけて治安が乱れた。自衛のために民間でも銃砲所持をやむなく認める傾向があった。この時代には郵便配達夫にも拳銃（SW2型）で武装させた。また千葉県野田の茂木家で10数挺の各種の火器を備え、人を雇い屋敷や、商品、現金の運搬を守らせた。



郵便配達夫が自衛するための SW 拳銃と収容囊（銃砲史学会折原 繁氏研究）
一方、戊辰戦争などで、回収されなかった兵器も多かった、このため明治四年（1872）壬申改めと称した廃藩治県後の県名を記した「壬申」刻印を入れた。「壬申」と言うのは一種代名詞的にその後も各県単位で検査を行われ、これが現在の「古銃登録制度」の原型になっている。

明治時代には民間を市場にした銃砲店が多く存在し、国産、払い下げ、外国製の銃砲と弾薬を販売していた。カタログ類が残されている。また狩猟法は大正時代になるまで制定せれなかったので、比較的銃砲所持や使用は緩やかであった。しかし大正、昭和と時代を経るに従い、所轄警察署のもと、厳しさを増してきた。軍人にも適応され、将校が私物の拳銃を購入するに所轄警察署長の許可が必要であった。筆者の伯父が浜松航空部隊加藤隊にいた頃にブローニング小型拳銃の譲渡許可を申請した書類。



明治四十二年（1910）に「鉄砲火薬類取り締法」で銃とは別に火薬購入の法律を制定したのは進んだ管理であった。現在もこれは継承されており、銃を所持していても弾薬購入には別途許可を申請し、その数量は管理されている。銃砲に関しても大正、昭和、大戦終了後もその過程や厳しさは異なるが全ての所持には許可が必要であり、他国に比較すると厳重に管理されていた。

4、 戦後の規制

GHQ の規制大戦後、占領軍は日本で 155 万挺の銃器と 140 万振の刀剣類を押収したとあるが、軍用の銃にしては数が少ないので、民間からであろう。

登録制度 刀剣類、古式銃類を文化財として守る目的で文化庁所轄により、各都道府県文化財保護課が事務を委嘱されている。日本の制度では優れたものでこの制度のおかげで日本の美術刀剣・火縄銃などは保存されている。登録証はモノに付いており、所持する人間が替ること、つまり売買ができる。現在、約 5 万の古銃登録証が全国で発行されている。東京都に集中していると推定され、例えば青森県 230、鹿児島県 1000 など地方では極端に少ない。85%が火縄式で

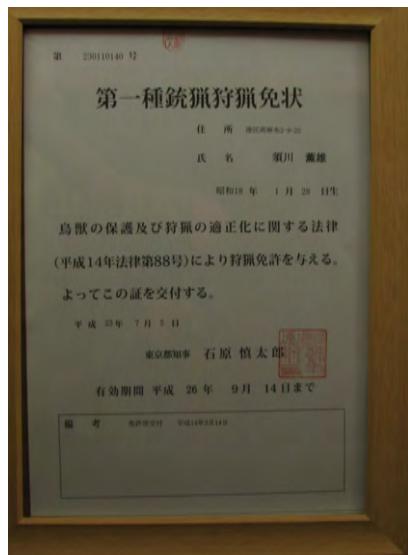


あると思われる。

古式銃登録証

所持制度 空気銃・散弾銃・ライフル銃を目的、標的射撃（競技）・狩猟に限り所持できる。所持許可は人間に付いており、その人間が死亡すれば銃は処分される。日本には収集や研究のためという所持の許可はない。（アメリカにはある）講習を経て書類による審査、それに「心療検査証明」、家族同意書、「収入状態」などが必要である。空気銃・散弾銃の所持 10 年間の後、ライフル銃が申請できる。勿論所持は、違反、事故などで取り消される。現在、推定銃砲所持人口は 15 万人、銃器数は 30 万挺弱、毎年、高齢化、減少の一途で、鳥獣よりもハンターが絶滅種となっている。英國は日本よりも狩猟に関しては厳しい国であるが、500 万人が所持しているそうだ。高齢者には「認知検査」、更新には全て指定精神科医による診療検査証明が必要である。アメリカなら人権問題として NRA が告訴すべき水準のものである。

日本の狩猟免許は国家資格であり、20 歳以上の国民が講習と試験（学科、実地）を受け合格しなければならない。3 年ごとの更新をしなければならない。その際に視力と運動能力を検査される。競技をしない人にとって狩猟免状は銃砲所持許可取得の必要条件と言える。



前時代的 A4 サイズの狩猟免状

また日本の銃刀法は刃物も管理、規制しており、その対象範囲は広く、「万能法」である。目的において銃砲は言うまでもなく刃物においても「自衛」という概念はない。なお手続きと審査は全て警察の作業であるが、発行は運転免許証と同じく都道府県の「公安委員会」である。国民にとっては誰が最終的な責任者であるか分かり難い。

5、銃砲規制と競技

競技への影響、射撃競技は国際的に古くより盛んでちなみにオリンピック競技では重要な種目である。また射撃を含んだ競技、近代 5 種（ビームガンをondonでは使っていた）、バイアスロン競技なども射撃を含む。何度も言うがスポーツにおいてはどんな種目でもジュニアからのスタートが重要であるが、日本の銃刀法ではジュニアが空気銃射撃を行うに著しく困難な状況となり、将来日本が国際競技でメダルを取れる可能性は小さくなっている。拳銃は、警察官、自衛官と全国で選抜された 500 名（空気拳銃）、50 名（装薬拳銃）の民間人しか所持、練習、競技が出来ない。



日本選手団（ライフル射撃、右2人はコーチと監督、クレー射撃は別途行った）

現在年少者射撃資格と練習の実態は、14－18歳未満の年少者（ジュニア）は指導者が所持する指導用空気銃同空気拳銃を使用する制度である。従って年少者射撃はあらかじめ指導者が指導用の銃砲を所持していることが必要であり、窓口は大きく狭まった。（但し三段以上の段級をもち、日本体育協会推薦があればエリート射手となり、所持が可能になる。）ちなみに各国においてアメリカ以外規制はあるが、年少者は自分の銃で指導員の指導を受けられる。多くの国では競技に参加しなければ所持は取り消されるが。筆者が高校生の頃は日本でも高校生が空気銃を購入し、その後、警察の許可を得た。そして県庁の人に付き射場で練習した。この年少者への射撃過程の緩和がない限り、日本は国際的な競技で良い成績を上げることはできないだろう。

射撃競技はオリンピック（ロンドン）ではライフル射撃10種目（女子4）、クレー射撃5種目（女子2）と計15種目もあるが、ロンドンでは日本はライフル射撃3名（女子1名）、クレー射撃女子1名計4名の参加のみであった。ちなみに累計メダル数、日本は6個、31位であり、1位アメリカは103個である。

（日本の射撃人口が極端に少ない割にメダル数はあると言う意見も聞かれる。つまり射撃は日本人に向いたスポーツ種目の証左である。）

5、 日本とアメリカの銃砲規制の違い

16世紀、日本は鉄砲の出現で戦国時代が終わり「近世」に入った。

18世紀末、アメリカは鉄砲を持つ民兵が戦闘し独立を勝ち取った。

二つの国の歴史で鉄砲は大きな役割を果たしたが、はたしてその後の銃砲規制は大きな違いを見せており。どちらが良い悪いと言う問題よりも、その文化文明の背景の差に興味がある。

アメリカ憲法では民兵の武装が保障されている。そのために銃砲所持に法律的な規制を掛けることは一部の地域（ニューヨーク市、ワシントン DC）以外はない。警察が管理するだけでなく、連邦政府機関 ATF、FBI などの管理がある。銃砲規制の立法もなされたが時限的なもので今は無い。しかし現象面では、銃砲を持ち歩くときの規制が一番、国の特色を表している。

日本では銃砲所持許可を得て、銃砲を携帯し、射撃場に、猟場に行く際に、銃砲を他人の目にさらしてはいけない。猟をしていて、道を横切る際にも袋に入れる。アメリカは反対に銃砲を見えない状態で携帯することは「コンシールド ウエポン」ということで禁じている。例えば車に載せる際、日本では施鍵したケースに入れ車のトランクに入れる。アメリカは見えるところに銃を置かねばならない。つまりシートの上とかラックを付けて掛けておく。両方とも食事するトイレに行く時が大変だ。

アメリカ、オバマ大統領はどうとも銃規制は出来なかった。

しかし民間の様々な規制が利いている。具体的には、航空機搭乗の際のレントゲン検査、これは預け荷も厳重に行う。そして今度は NSA 国家安全保障局が調べ、搭乗を拒否する。または違法なものなら所持者を逮捕する。従って航空機を利用して銃砲を運搬することが非常に難しくなった。もうひとつは所謂宅配業者が銃砲の運搬を拒否する、郵便や民間業者もレントゲン検査で銃砲は搬送しない。さらに大手のホームセンターなどで弾薬の販売をやめるところが増えた。上記のような民間主導の規制で銃を扱うのは以前に比べると困難な状況になった。猟などに行く際は行き先で銃をレンタルする。競技参加は特別な申請をするなど、の方法を取る。以前、ハワイで黒色火薬を使う競技を行った。直前にハワイには必要量の火薬がないことが判明し大騒ぎになった。民間航空機では運べないので。銃砲店がお客様をガンクラブに入会させる方式も効果がある。玩具銃の差 アメリカでは日本で販売されているようなリアルな遊戯ガンは許可されないしどこでも販売していない。誤認による事故を恐れているからだ。夕方、公園で少年が警官にトイガンを向けて撃たれて死んだ。その類の事故だ。家庭での銃砲による事故は絶えることがない。日本にはその類の事故は少ないが絶無ではない。

おわりに

4つの問題があると考えられる。

① 現在の銃砲管理とスポーツ射撃への障害

年少者（ジュニア）への射撃教育、および一般的な射撃競技を規制しすぎている。射撃人口の裾が小さいので、トップの成績向上が難しい。

② 銃砲所持許可を得ることの困難さ

若い人が射撃スポーツや狩猟スポーツに参加したくてもその窓口が狭い。よほどの忍耐と時間がなければ、銃砲所持許可まで至るのは困難であろう。結果狩猟人口も減り、里山では有害鳥獣の害は増える一方である。

③ 文化財を守る意味での登録制度の問題

全国に5万挺という登録証が発行されているが、果たして重複しているものはないか、また正しい記載、記録になっているか、一元的、電子的な管理が弱いようである。悪用は出来る。価値のない鉄砲の登録証を活かしてビジネスしていることは予測出来よう。登録は銃自体に何らかの方法で記しておく必要がある。

④ 日本人は銃器に触れる機会がなく、知識がないことの弊害

銃器は危険な存在であるが、その取扱いが鍵である。日本の法律では所持銃を見せる、手にさせることはできない。日本人の99%は銃器を初めて目にした時の対応に無知であると言って良い。怖さを知らない。一般的な教育が必要であろう。銃器は1、弾丸装填確認、2、銃口の方向、3、引き金に指を掛けない、など基本的な注意がある。

社会における銃器の扱いの安全性やスポーツ性を考慮するなら現行規制は行き過ぎの感は否めない。以上

参考文献

武井 弘一著「鉄砲を手放さなかった百姓たち一刀狩りから幕末まで」
朝日新聞出版 2010年

藤本 久志著「刀狩り」岩波新書 2005年

松本 文雄著「銃を持つ民主主義」 小学館 2004年

小熊 英二著「市民と武装」慶應義塾大学出版 2004年

丸山 擇成著「幕藩体制下の政治と社会」 文献出版 1993年

鈴木 眞哉著「鉄砲と日本人」 ちくま学芸文庫 2000年

須川 薫雄著「日本の火縄銃」1と2 光芸出版 1989年、1991年

協力

陸上自衛隊武器学校

日本銃砲史学会 峯田 元治、折原 繁、中西 崇

国立歴史民俗博物館名誉教授 宇田川 武久

日本ライフル射撃協会事務局長 松丸 喜一郎

以上